

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）であったと認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月1日から5年1月31日まで
② 平成12年12月1日から13年4月21日まで

申立期間①について、私は、A株式会社の代表取締役であった。厚生年金保険の標準報酬月額が53万円から8万円に訂正されているが、社会保険事務所からは説明も無く、訂正されたことは知らなかった。

申立期間②について、B株式会社では、取締役として営業等の業務を担当していた。給与明細書の支給額と記録されている標準報酬月額とが大きく違っている。

申立期間について、実際に支給されていた報酬月額と標準報酬月額の記録とが違っているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する62万円と記録されていたところ、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成13年4月21日）の後の同年12月7日付けで、12年12月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成13年2月分の給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に相当する給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、B株式会社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間②において同社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「私は、B

株式会社の取締役であったが、営業等を担当しており、社会保険事務関係には関与していなかった。」と述べているところ、同社に係る滞納処分票の記録から、滞納保険料に係る社会保険事務所との対応は、当初は代表取締役が行い、その後は常任顧問が行っていることが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の特減訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①について、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年1月31日）の後の同年9月13日付けで、2年12月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の閉鎖登記簿謄本及びオンライン記録から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所から、滞納保険料の納付について2回ぐらい呼び出され、出向いたことがある。」と述べており、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、A株式会社を管轄する年金事務所では、「当時の資料は保管されていないため確認できないが、標準報酬月額の特減訂正処理に当たり、会社登録印の無い届出書により行うことは基本的にない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の特減訂正処理が行われた平成5年9月13日の時点において、「会社としての実態は無く、ほかに社員もいなかった。会社の整理について弁護士に手続を依頼したこともなかった。」と述べていることを踏まえると、申立人以外に当該特減訂正処理に関与できる者はみられないところ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年5月1日から3年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年10月1日から同年12月28日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から3年12月28日まで

私は、申立期間において、株式会社Aに勤務し、給与は23万8,000円であった。

しかし、申立期間の標準報酬月額が8万円に引き下げられているので、24万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年5月1日から3年10月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、3年4月25日付けで、2年5月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか代表取締役及び取締役についても、同様に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当時の代表取締役は、「当時、厚生年金保険料等の滞納は、200万

円から 400 万円はあったと思う。」と証言していることから、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

一方、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるところ、当時の代表取締役は、「申立人は登記簿上、役員になっていたが、会社の経営には関与していない。また、給与や社会保険の手続等の経理関係は、社会保険労務士に委任していたが、最後は自分で行った。」と証言している上、同僚は、「申立人は一般社員として仕事をしており、経理関係には関与していなかった。」と証言していることを踏まえると、申立人は、遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成3年4月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について2年5月1日に遡及して標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の2年5月から3年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

なお、オンライン記録によると、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成3年10月1日）において、8万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成3年10月1日から同年12月28日までの標準報酬月額については、申立人から提出された同年10月の給料明細書（保険料控除は、翌月控除）及び雇用保険被保険者離職票から、3年10月及び同年11月の報酬月額は、24万円の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

さらに、申立人から提出された、平成2年11月から3年10月までの給料明細書（保険料控除は、翌月控除）から、申立人は、当該期間について、遡及訂正処理される前の標準報酬月額に見合う報酬月額の支給を受け、訂正処理される前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成3年10月1日から同年12月28日までの期間についても、前述の遡及訂正処理される以前の期間と同様の報酬月額の支給を受け、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月から同年 10 月まで
② 昭和 63 年 1 月から同年 7 月まで

株式会社 A を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を父から教えてもらい、B 市町村役場の国民年金課へ自分で手続に行き、保険料の納付も自分で行った。

国民年金の手続のために何度も市町村役場に足を運んだことを覚えているのに、申立期間の国民年金の記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 8 月に株式会社 A を退職後、B 市町村役場の国民年金課で加入手続を行い、金融機関の窓口で保険料を納付した。その後も、会社を退職した後は国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②の国民年金の記録は、社会保険事務所（当時）が、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月 1 日より後の同年 6 月 13 日付けで、遡及して国民年金の加入期間とする追加処理を行っていることが確認できることから、申立人は、申立期間①及び②当時、国民年金に加入しておらず、未加入者に対して納付書が発行されることはないことから、申立人は、申立期間①及び②の保険料を金融機関の窓口で納付することはできなかったものと推認される。

また、前述の追加処理が行われた時点（平成9年6月13日）では、時効により、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和61年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した当時の年金手帳を所持しており、「年金手帳は、所持している1冊以外には受け取ったことがない。国民年金の加入手続の際も、この年金手帳を持参した。」と述べているところ、申立期間当時、当該年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行った場合、国民年金の「記号番号」の欄及び「初めて被保険者となった日」の欄には、記号番号及び年月日が記載されることとなるが、空欄であることが確認できる。

なお、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の欄には、申立期間①及び②を含む「被保険者となった日」、「被保険者の種別」及び「被保険者でなくなった日」が記載されているが、これらについては、申立人の国民年金の加入期間について、遡及して追加処理が行われた日（平成9年6月13日）以降に記載されたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成元年10月までの期間、2年12月から3年2月までの期間及び7年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から平成元年10月まで
② 平成2年12月から3年2月まで
③ 平成7年3月から同年8月まで

私は、会社を辞める都度、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたので、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞める都度、自分で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、オンライン記録によると、申立人の申立期間①から③までの期間、及び平成9年9月から10年7月までの期間の国民年金の記録は、社会保険事務所（当時）が、基礎年金番号制度が導入された9年1月1日より後の10年10月22日付けで、遡及して国民年金の加入期間とする追加処理を行っていることが確認できることから、申立人は、申立期間①から③までの期間当時、国民年金に加入していないため、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、上記の追加処理が行われた時点において、遡及して資格を取得した期間のうち、申立期間①から③までについては、既に納付の時効であったが、平成9年9月から10年7月までについては納付が可能であったところ、オンライン記録から、9年9月から10年3月までの期間の国民年金保険料を10

年 12 月 22 日に過年度納付し、10 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料を同年 11 月 19 日に現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。